

山村振興施策について①

～ 山村の果たす役割について ～

令和5年10月16日

農林水産省

●山村の果たす役割





- ・山村の価値について、様々な視点で捉えるべき
- ・山村は更なる有効活用が可能であり、日本を支えていくという位置づけをする必要
- ・山村の果たす役割の整理が大雑把な印象。今の時代の価値観に即し、様々な視点からそのポテンシャルを捉えるべき
- ・水、エネルギー、食料の戦略的視点やダイバーシティといった観点で山村の価値を改めて捉え直すべき

山村の果たす役割（これまでの考え方）

山村の果たす役割（多面的機能）

- 山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。
- こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

◇ 森林の有する多面的機能

○ 土砂災害防止／土壌保全 ・表面浸食防止 ・表層崩壊防止		○ 水源かん養 ・洪水緩和 ・水資源貯留 ・水質浄化	
○ 保健・レクリエーション ・保養 ・行楽、スポーツ、療養		○ 地球環境保全 ・二酸化炭素吸収 ・化石燃焼代替エネルギー ・地球の気候の安定	
○ 物質生産 ・木材（建築材、燃料材等） ・食料（きのこ、山菜等）		○ 生物多様性保全 ・遺伝子保全 ・生物種保全 ・生態系保全	
○ 快適環境形成 ・気候緩和 ・大気浄化 ・快適生活環境形成		○ 文化 ・景観・風致 ・宗教・祭礼 ・学習・教育 ・伝統文化 ・芸術 ・地域の多様性維持	

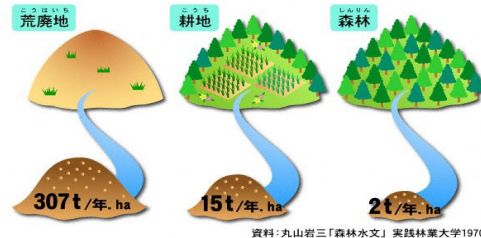
資料：「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（株）三菱総合研究所 平成13年11月現在
 注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したもので、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

◇ 農業の多面的機能

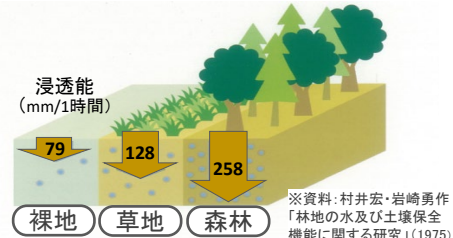
機能
土砂崩壊防止機能
土壌侵食防止機能
洪水防止機能
河川流況安定機能
地下水かん養機能
保健休養・やすらぎ機能等

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月1日答申）
 注：上表の評価額については、一定の仮定の範囲における試算であり、評価された機能は、農業の多面的機能のごく一部であることに留意する必要がある。
 注：保健休養・やすらぎ機能等には、有機性廃棄物分解機能と気候緩和機能を含む。

【森林の国土保全機能】 流出土砂量の比較



【森林の水源かん養機能】 水資源貯留機能の比較



【農業の洪水防止機能】

水田に貯留できる水の量は、約50億m³(※1)とも言われ、東京ドームの約4,000杯(※2)に相当。



山村振興法での扱い

- ・山村の役割は、前回改正時（平成27年）に新設された第二条の二（基本理念）において規定
- ・ただし、同規定の元になる考え方は、改正前の第三条（山村振興の目標）に部分的規定

改正後（現行法）H27.3

（目的）

第一条 この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

改正前

（目的）

第一条 この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

※ 下線は改定部分

改正後（現行法）H27.3

（基本理念）

第二条の二 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2 山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

（山村振興の目標）

第三条 山村の振興は、前条の基本理念（次条及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

改正前

（新設）

（山村振興の目標）

第三条 山村の振興は、山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を発揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

改正後（現行法）H27.3

（山村振興の目標）

第三条 つづき

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

改正前

（山村振興の目標）

第三条 つづき

- 一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
- 二 農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- 三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大すること。
- 四 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災等の災害を防除すること。
- 五 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

「山村の果たす役割」に関する最近の主な動き

平成24. 6 「自然資本ハイレベル対話」国連開発計画(UNEP)

自然風土を資本とみなして適切な投資の下に地域全体を経営し、地域の豊かさの増進につなげる「自然資本経営」の概念

平成27. 3 山村振興法改正

平成27. 9 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とするアジェンダ

平成28. 11 「パリ協定」発効

国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)(平成27)にて「パリ協定」採択→平成28年発効

平成31. 3 「森林環境税・譲与税に関する法律」成立

森林の公益的機能維持増進の重要性

→ 市町村・都道府県の森林整備等施策の財源として森林環境税・森林環境譲与税が創設

令和2～ コロナ禍

令和2. 3 「食料・農業・農村基本計画」閣議決定

(背景) 少子高齢化・人口減少、農村の持つ価値や魅力の再評価、多様なライフスタイルの普及

→ 農村の振興について、以下の施策を実施

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- 農村に人が住み続けるための条件整備
- 農村を支える新たな動きや活力の創出

令和3. 6 「森林・林業基本計画」閣議決定

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現

令和3. 6 「改正公共建築物等木材利用促進法」成立

改正後の通称「都市(まち)の木造化推進法」

脱炭素社会の実現等に向けて、公共建築物だけでなく、民間建築物を含む建築物一般における木材利用を促進

令和3. 10 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に改定

【地域・暮らし】

(現状認識) 多様な資源が存在する地域は目指すべき脱炭素社会のモデルの実践の場

(目指すべきビジョン) 地域資源の持続的な活用、脱炭素化等によりSDGsの達成を図る「地域循環共生圏」の創造

【吸収源対策】

(現状認識) 森林は温室効果ガスの吸収源として重要

(目指すべきビジョン) 2050年脱炭素社会の構築に向け、吸収量を確保・強化

令和4. 2～ ロシア・ウクライナ危機

令和4. 4 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」とりまとめ

(背景)

○田園回帰による人の流れの加速化

○デジタル技術の活用

○農村の持つ価値や魅力の再評価

○持続的な低密度社会の実現 等

→ 地方への人の流れを加速化させ持続的な低密度社会を実現するための新しい農村政策を構築

令和5. 3 「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定

2030年に向けた目標: ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現

→ 5つの基本戦略

「自然を活用した社会課題の解決」、「ネイチャーポジティブ経済の実現」等

令和5. 6 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」(案)

○平時からの食料安全保障の確保

○不測時の食料安全保障の強化

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）

～ 我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～

基本的な方針

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立

施策推進の基本的な視点

- 消費者や実需者のニーズに即した施策
食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農
18,800人/年(09～13平均) → 21,400人/年(14～18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
・人口減少、消費者ニーズの多様化
②TPP11、日米貿易協定等新たな国際環境
③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

これまでの食料・農業・農村基本計画

- 食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年 平成17年 平成22年 平成27年

※ おおむね5年ごとに見直し

目標・展望等

食料自給率の目標

【カロリーベース】 37% (2018) → 45% (2030) 【生産額ベース】 66% (2018) → 75% (2030)
(食料安全保障の状況を評価) (経済活動の状況を評価)

【飼料自給率】 25% (2018) → 34% (2030)

【食料国産率】 飼料自給率を反映せず、国内生産の状況を評価するため新たに設定

<カロリーベース> 46%(2018) → 53%(2030) <生産額ベース> 69%(2018) → 79% (2030)

食料自給力指標（食料の潜在生産能力）

農地面積に加え、労働力も考慮した指標を提示。また、新たに2030年の見通しも提示

<生産努力目標>
課題が解決された場合に、主要品ごとに2030年における実現可能な国内の農業生産の水準を設定

【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

(2019) 439.7万ha (2030) 見通し: 414万ha
すう勢: 392万ha
※総額を同じい場合

農業構造の展望

(2015) 208万人 (2030) 展望: 140万人
すう勢: 131万人
※これまでの傾向が続いた場合

農業経営の展望

- ① 37の経営モデルを提示
② 小規模でも安定的な経営を行い農地維持等に寄与する事例を提示

講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保

- 新たな価値の創出による需要の開拓
グローバルマーケットの戦略的な開拓
(農林水産物・食品の輸出額: 5兆円を目指す(2030))
消費者と食・農とのつながりの深化
食料の安全確保と消費者の信頼の確保
食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

3. 農村の振興

- 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
(複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等)
中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
(ビジョンづくり、多面的機能の発揮、鳥獣被害対策等)
農村を支える新たな動きや活力の創出
(地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等)
上記施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

6. 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

施策の推進に必要な事項

- ①国民視点・現場主義に立脚、②EBPMの推進・「プロジェクト方式」による進捗管理、③効果的・効率的な施策の推進、④行政手続のデジタルトランスフォーメーション、⑤幅広い関係者・関係府省との連携、⑥SDGsに貢献する環境に配慮した施策の推進、⑦財政措置の効率的・重点的運用

2. 農業の持続的な発展

- 担い手の育成・確保
(法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進等)
多様な人材や主体の活躍
(中小・家族経営、農業支援サービス等)
農地集積・集約化と農地の確保
(人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働等)
農業経営の安定化
(収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進等)
農業生産基盤整備
(農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備)
需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
(品目別対策、農作業等安全対策の展開等)
農業生産・流通現場のイノベーションの促進
(スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進等)
環境政策の推進
(気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進等)

4. 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

5. 団体に関する施策

7. 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。

しごと

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・ 農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・ 農泊、シビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・ バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・ 農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進

+

食料・農業政策

くらし

(2) 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・ 世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・ 放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・ 「小さな拠点」の形成
 - ・ 地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・ 情報通信環境の確保
 - ・ 地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

(3) 農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・ 地域運営組織の形成
 - ・ 地域内の人材の育成及び確保
 - ・ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・ 半農半X、デュアルライフ(二地域居住)などの多様なライフスタイルの提示
 - ・ 農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・ 棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等

+

食料・農業政策

仕組み

(4) 「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築（概要）

令和4年4月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

背景

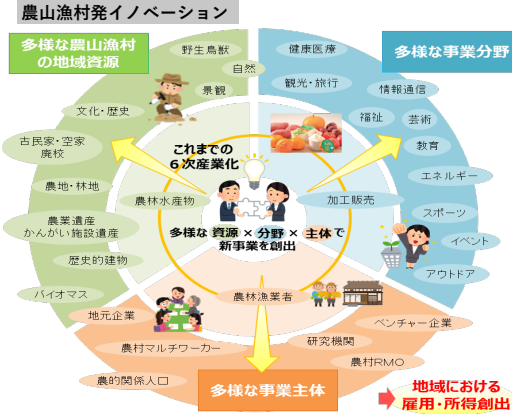
○新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○デジタル技術の活用 ○少子高齢化・人口減少 ○農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

具体的施策の方向性

しごとづくりの施策 (農村における所得と雇用機会の確保)

○多様な主体が参画し、地域資源を活用して新たな事業を創出する「農山漁村発イノベーション」の推進

- ・農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合の必要な手続を迅速化
- ・中央・都道府県段階にあるサポートセンターの機能を拡充し、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣を実施



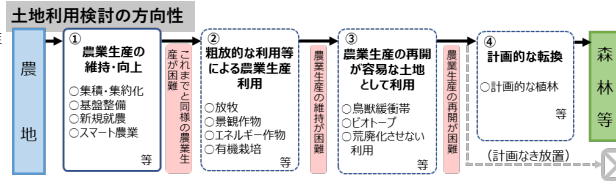
農山漁村発イノベーション：
6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせることで新しい事業を創出する取組

土地利用の施策 (人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)

○食料の安定供給のための農地の確保を前提とした、地域ぐるみの話し合いを通じた持続可能な土地利用の推進

- ・地域の話し合いを通じた持続可能な土地利用計画の策定、農地の粗放的利用や計画的な植林等の取組を支援
- ・地域の話し合いを通じて、農林漁業団体等が、農用地の保全等に関する事業（放牧等の粗放的な管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）を実施しようとする場合に、地方自治体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、当該計画に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを構築

- ・市町村による土地の詳細な用途（有機農業、放牧等）の指定を推進する仕組みを構築
- ・農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が農業者の費用負担を求めずに農業水利施設等の整備ができる仕組みを構築



くらしの施策

(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)

○多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む農村型地域運営組織（農村RMO）の育成

- ・農村RMO形成のための取組や伴走支援を実施

○生活インフラ・サービスの整備の推進

- ・生活インフラ・サービスが受けられる環境を関係府省と連携して推進
- ・官民で連携し、情報通信環境の構築に向けたノウハウの横展開や人材の育成・確保

○防災減災対策の推進

- ・ため池等の豪雨対策の手続を迅速化

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村RMO (Region Management Organization) :
地域コミュニティ機能を維持強化するため、多様な関係者が連携し、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に取り組む地域運営組織

活力づくりの施策 (農村を支える新たな動きや活力の創出)

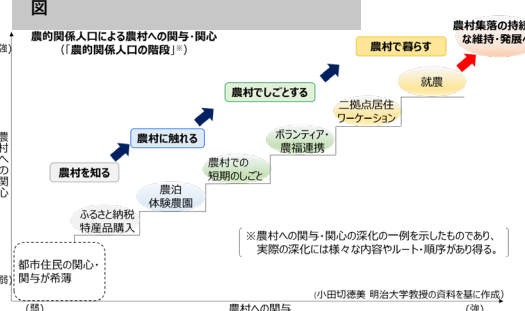
○地域づくり人材の育成や広域的なサポート体制の構築

- ・農村プロデューサー養成講座の全国展開
- ・農村RMO形成の伴走者となる中間支援組織の育成や農山漁村発イノベーションの推進のためのサポートセンターの機能拡充
- ・土地改良事業団体連合会が、資金の調達・交付や工事の受託により、土地改良区等を支援する仕組みを構築

○農的関係人口の創出・拡大

- ・農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出

農村への関与・関心の深化のイメージ



関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

農山漁村地域づくりホットラインを通じ、地域づくりに取り組む団体等の相談や、必要な取組に対して関係府省と施策を結集させて対応

農村RMOに関する関係府省連絡会議の設置

食料・農業・農村基本法の見直しの方向（「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」）

- 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、**平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し**。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

○ 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障を確保**。

○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、**輸入の安定確保**や備蓄の有効活用等も重視。

○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。

○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。

○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康的な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～**急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立**～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の**受け皿となる経営体等（担い手）の育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる**。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等

～**農村人口減少の中での農村集落機能の維持**～

○ 農村コミュニティの維持

- ・イノベーションによる**ビジネス創出や情報基盤整備等**により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。

○ 農村インフラの機能確保

- ・集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

森林・林業基本計画の基本的な方針

前計画

人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

目標の進捗

- ・ 森林資源は充実(54億m³)、複層林の誘導に遅れ
- ・ 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m³に

施策の方向

- ・ 原木の安定供給体制の構築
- ・ 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

施策の進捗

- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少
→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施
→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立
→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）
→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

新計画

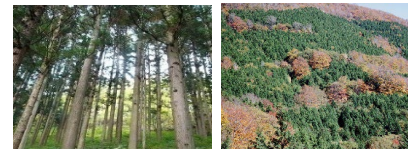
森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・ 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- ・ 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・ 森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・ 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



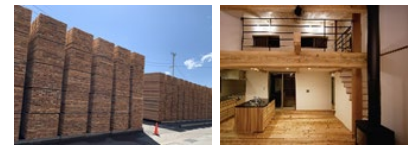
○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（ERTツリ、自動操作機械等）
- ・ 林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・ 長期・持続的な林業経営体の育成



○ 木材産業の国際＋地場競争力の強化

- ・ JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・ 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・ 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 都市・非住宅分野等への木材利用
- ・ 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・ 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



○ 新たな山村価値の創造

- ・ 地域資源の活用(農林複合・きのこ等)
- ・ 集落の維持活性化(里山管理等の協働活動)
- ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



森林環境税及び森林環境譲与税

事業概要

- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。
(※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月に成立)

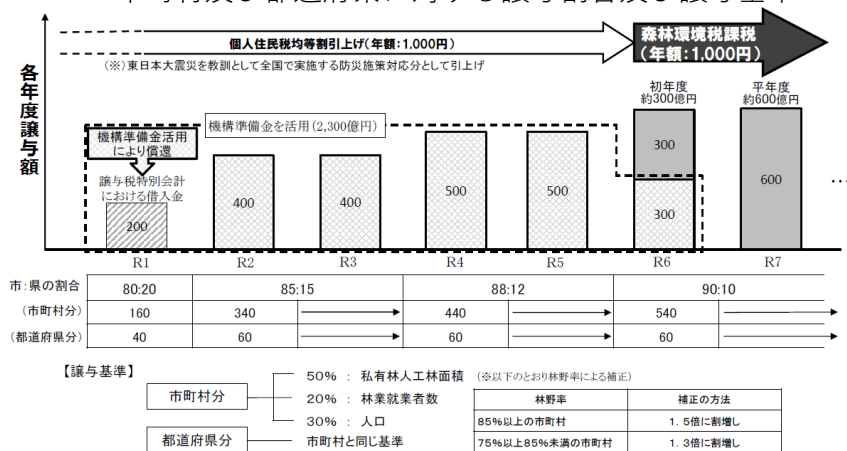
事業内容

- 森林環境税（令和6年度から徴収）**
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。
- 森林環境譲与税（令和元年度から譲与）**
 - 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正) (50%)、林業就業者数 (20%)、人口 (30%) により按分して譲与。
 - 市町村の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。

市町村における取組状況

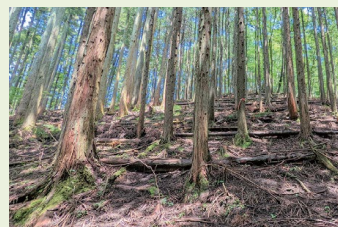
- 取組の成果
 - 【活用額】
令和元年度：65億円 → 令和4年度(速報値)：341億円
 - 【取組成果（令和元年度～令和3年度累計）】
間伐等の森林整備面積：54.6千ha
人材育成のための研修等の参加者数：17.9千人
木材利用量：41.3千m3 等

○森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



○取組事例

- おやまちょう 【静岡県小山町】
森林経営管理制度を活用して、手入れ不足の森林の整備を実施
- たわらもとちょう かわかみむら 【奈良県 田原本町 × 川上村】
川上村の森林を田原本町が整備し、森林環境教育や木材利用等でも連携



公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「**脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**」に改正
- **本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加**

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する**基本理念を新設**

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- **林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給**に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- **木材利用促進の日**(10月8日)、**木材利用促進月間**(10月)を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を**公共建築物から建築物一般に拡大**

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る**先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等**

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による**建築物における木材利用促進のための協定制度を創設**
- 国・地方公共団体による**協定を締結した事業者等への必要な支援**

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の**製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等**

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による**表彰**

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- **木材利用促進本部**を農林水産省に設置(本部長:農林水産大臣、本部員:総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- **基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等**

「パリ協定」発効 平成28.11

パリ協定概要

- 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- イノベーションの重要性の位置付け。
- 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
- 先進国による資金の提供。これに加えて、途上国も自主的に資金を提供すること。
- 二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用。



パリ協定目標達成に向けた日本の長期戦略 令和元年6月（令和3年10月改定前）

第1章 基本的な考え方（ビジョン）

- ・脱炭素社会を今世紀後半のできるだけ早期実現を目指す
- ・環境と成長の好循環の実現
- ・将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす

第2章 対策／施策の方向性 <キーワード抜粋>

- ・バイオマスによる原料転換
- ・地域循環共生圏の創造（カーボンニュートラルな都市、農山漁村づくり）
- ・吸収源対策（森林、健全な生態系による吸収、木材・木質バイオマス）

第3章 横断的施策／第4章 その他 <キーワード抜粋>

- ・ESG金融の拡大に向けた取組の促進
- ・カーボンプライシング（専門的・技術的議論必要）

(抜粋)

各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第1節 排出削減対策・施策

4. 地域・くらし

(1) 現状認識

地域は、多くの課題を抱えている一方で、それぞれ多様な資源を有している。地域資源には、その地域のエネルギー、自然資源、都市基盤及び産業集積に加えて、文化、風土、組織・コミュニティ、生物多様性など様々なものが含まれる。また、デジタル革命の進展は、地理的制約の障壁を打開し、分散型社会への方向に促し得る。これは、それぞれの地方と都心部のつながりを容易にすることで、地方活性化にも資する可能性がある。

将来にわたって課題を解決し持続的な地域としていくため、それぞれの地域の現場が求めるサービスや技術がイノベーションによって提供され、広く普及することが重要であり、それがひいては国全体の発展につながる。

経済・社会的課題と多様な資源が存在する地域こそ、「将来に希望の持てる明るい社会」でもある目指すべき脱炭素社会のモデルの実践の場となり得る。

(2) 目指すべきビジョン

脱炭素社会の実現に向けて、社会システムの転換を引き起こしていく過程においては、我が国の歴史的、文化的、地理的及び経済的な特徴をよく踏まえた自然と社会の在り方、すなわち「共生」の概念を基本とした自然との調和や地域資源の持続可能な利用に向けて、個人、家庭及び地域レベルでの意識改革が重要である。

…限られた地域内だけでなく、都市と農山漁村の共生・対流などの広域的なネットワークにより、地域資源を補完し支え合うことが重要である。

そのため、地域資源を持続可能な形で活用し、自立・分散型の社

会を形成しつつ広域的なネットワークにより、地域における脱炭素化と環境・経済・社会の統合的向上によるSDGsの達成を図る「地域循環共生圏」を創造し、そこにおいては2050年までに、カーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域とくらしを実現することを目指す。

第2節 吸収源対策

(1) 現状認識

我が国の国土の約7割を占める森林は、国土保全や水源涵養、木材供給などの役割を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源としても重要な役割を果たしている。また、森林から生産される木材は、炭素を長期的に貯蔵することに加えて、製造時等のエネルギー消費が比較的少ない資材であるとともに、多段階で繰り返し利用（カスケード利用）可能であり、最終段階で木質バイオマスエネルギー利用することにより化石燃料を代替できることから、二酸化炭素の排出削減にも寄与する。
(後略)

また、農地・草地土壌については、森林等とともに炭素吸収源の一つとして国際的に認められており、温室効果ガス吸収量の確保に貢献している。

(2) 目指すべきビジョン

2050年脱炭素社会の構築、すなわち温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡の実現に向け、吸収量の確保・強化を目指す。そのため、自然環境の保全を図りつつ、持続的に新たな価値を創出する農林水産業を通じた取組を進める。特に、吸収量の大半を占める森林吸収源については、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）に基づき、森林の適正な管理と森林資源の持続的な循環利用を一層推進し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現を図ることで2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、関連施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1
生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）

- ・生態系の規模と質の増加
- ・種レベルでの絶滅リスク低減
- ・遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）

- ・30by30
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策
- ・希少種保全

等

基本戦略2
自然を活用した社会課題の解決 (NbS)

状態目標（3つ）

- ・生態系サービス向上
- ・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
- ・鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）

- ・自然活用地域づくり
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

等

基本戦略3
ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）

- ・ESG投融资推進
- ・事業活動による生物多様性への配慮
- ・持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）

- ・企業による情報開示等の促進
- ・技術・サービス支援
- ・有機農業の推進

等

基本戦略4
生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）

- ・価値観形成
- ・消費活動における配慮
- ・保全活動への参加

行動目標（5つ）

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動変容
- ・食品ロス半減

等

基本戦略5
生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）

- ・データ利活用・様々な主体の連携促進
- ・資金ギャップの改善
- ・途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・国際協力

等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

主な施策 -30by30目標-

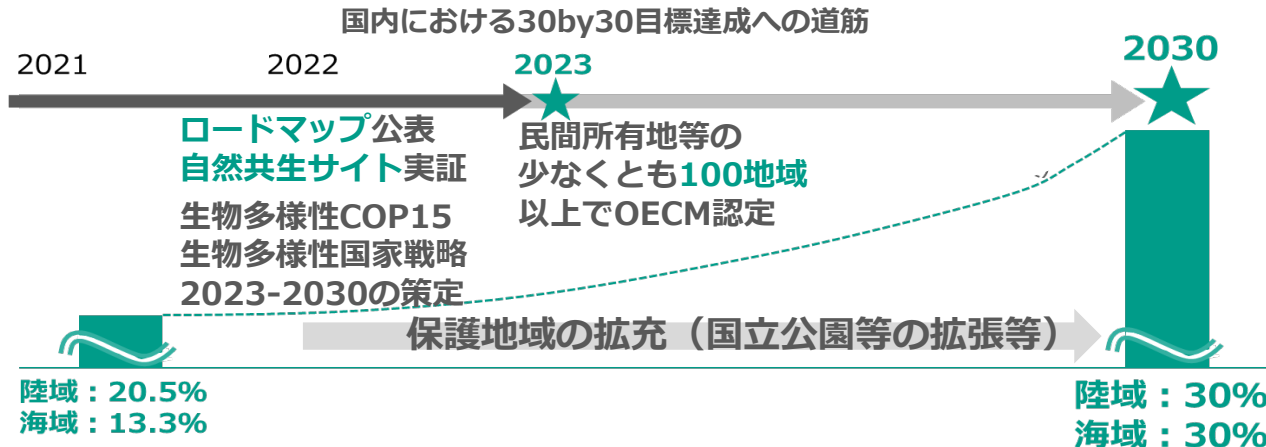
2030年までに陸と海の30%
以上を保全する新たな世界目標



30by30ロードマップ

- ・国内の30by30目標達成に向けて、COP15 に先立ち「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表
- ・国立公園等の保護地域の拡充のみならず、OECMの設定※により、目標達成と同時に、企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる

※「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「自然共生サイト」に認定。
認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域を「OECM」として登録。令和5年度より正式運用開始。

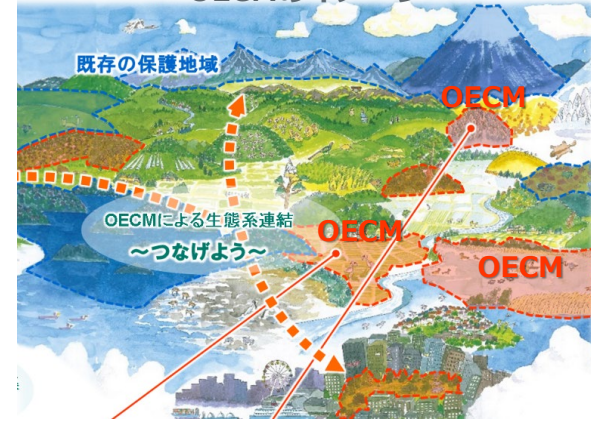


保護地域の拡張（日高山脈）



OECMとなるような里地里山

OECMのイメージ



- ・OECMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源の森等）
- OECM : Other Effective area-based Conservation Measures

生物多様性のための30by30アライアンス

- ・環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足
- ・企業、自治体、NPO法人等、計528者が参加（2023年9月4日現在）
- ・自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大等を目指す

30by30アライアンスロゴ



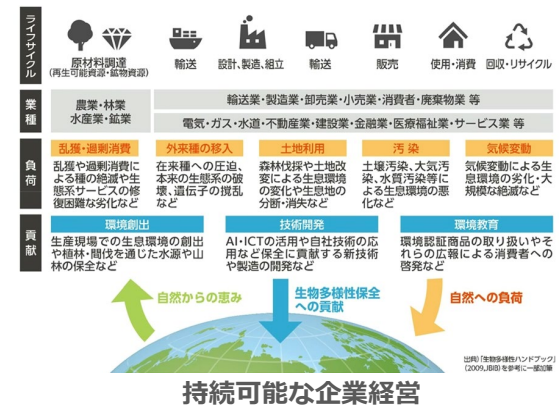
モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

主な施策 -ネイチャーポジティブ経済の実現-

- ・自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済システム（ネイチャーポジティブ経済）の実現に向け、その**ビジョン**や**道筋**を明らかにした「**ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）**」を2023年度内に策定する。
- ・TNFDの開示枠組等の国際的な動きも踏まえ、企業による**目標設定・情報開示を促進するためのガイドライン**を作成し、**生物多様性に配慮した経営に取り組む企業を支援**する。

【「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の要素（案）】

- ・ NP移行による日本での効果（経済効果、雇用効果等）（※）
- ・ NP経済が実現すると生まれるビジネスチャンス分野、規模
- ・ NP経済の実現のネック
- ・ 各主体の役割
- ・ 気候変動対策とのコベネフィットのある取組の種類、規模



※ネイチャーポジティブ経済移行により世界規模で 2030 年までに 3 億 9500 万人の雇用創出と年間 10.1 兆ドル（約 1070 兆円）規模のビジネスチャンスが見込める 出典：WEF the New Nature Economy Report（2020）

世界目標や国際的な動き

経済活動での生物多様性主流化

昆明・モンテリオール生物多様性枠組に、**企業・金融機関による情報開示**や、**サプライチェーン全体での悪影響の低減**に関する目標が盛り込まれた

自然関連の企業情報開示

TNFD*が2021年6月にローンチ、2023年9月に開示枠組みの最終版公表予定
（企業の事業継続性が自然に関連する配慮・機会の観点からも問われることとなる）

※TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）：英国政府、国連開発計画、国連環境計画などの支援のもと、各国の専門家等が参加。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然（Nature）版。2021年のG7・G20サミット成果文書に位置づけ

対応する我が国の動き

- ◆ ネイチャーポジティブ経営に向けたガイドラインや事例集を作成
- ◆ 経団連、金融機関、企業等の140以上の団体がTNFDフォーラムに参加（全世界の約1割）
- ◆ 民間主導で「TNFD日本協議会」が設置（2022年6月）
- ◆ 官民一体によるルールメイクへの関与・ビジネスチャンスへ

山村の果たす役割を高める取組事例

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和5年度予算額 780（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間】

【交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間】

【交付率：定額】

<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用したビジネス創出の支援

外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習

ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2.① 商談会開催支援

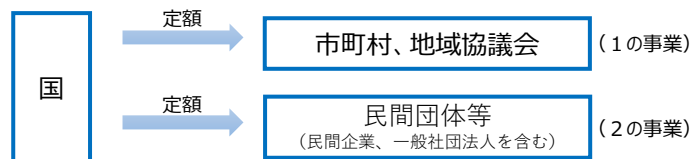
山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上でのマッチング販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

山村活性化支援交付金の全体構造

2. 山の恵みプロジェクト

これから、地域ならではの
新商品を開発したい
人々向けの支援

山村振興セミナー

① マーケティング基礎講習

② ビジネスモデル
作成ワークショップ

商品開発なんて人材もノウハウもないよ



1. 山村活性化対策事業： 地域資源を活用した商品・サービス開発の取組

⑥ サポート
セミナー

既存取組のフォロー
アップセミナー

商品開発

2. 山の恵みプロジェクト

既に開発した
商品・サービスの
売上向上を目指す
人々向けの支援

商談会開催

③ 商談会支援セミナー

④ 展示商談会

秋：オーガニックライフスタイルEXPO
冬：インターナショナル・ギフト・ショー

⑤ 販売会



農業生産活動の継続

GOAL!



多面的機能の維持・発揮



森林資源の循環利用



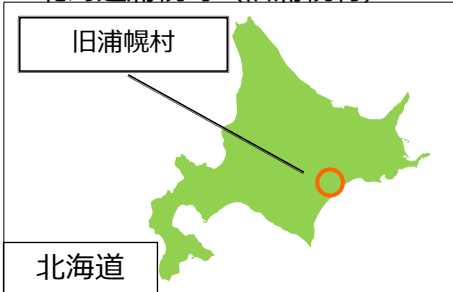
所得・雇用の増 → 定住促進

取組のポイント

- ◆子ども達が夢と希望を抱けるまちを目指す「うらほろスタイル」の考えをベースに、地域の親子との関わりによる商品開発や若手農家らの起業などに発展
- ◆町の花「ハマナス」を使った化粧品、地域野菜の「白花豆・人参」等を使った加工商品の開発及び販売促進
- ◆この地域の魅力を体験できる付加価値を付けた観光ツアーを、地域のワークショップを通じて企画し、開催

地区の概要

- ◆ 位置
北海道浦幌町（旧浦幌村）



- ◆ 活用した地域資源
ハマナス、地域野菜、野鳥（バードウォッチング）等
- ◆ 事業実施主体
浦幌町ふるさと資源利活用推進地域協議会
- ◆ 主な取組団体等
株式会社ciokay（化粧品販売業者）
株式会社FF工房（食品加工業者）
浦幌町、観光協会等
- ◆ 事業実施期間
R2～R4

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆ 開発商品(化粧品)のパッケージは親子写生会の絵を基にしたデザインを採用
- ◆ 若手農業者らで、地域野菜の加工食品開発を食の専門家を招聘して進めつつ、開発商品の製造・流通・販売を担う新会社を設立
- ◆ 宿泊施設開設に併せて地域でWS開催。農作業、林業体験や野鳥観察ツアーを企画・開催



【親子写生会】



【地域野菜を使った商品】
（白花豆・人参・馬鈴薯）

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆ SNS・専門誌などで広く商品やツアーを紹介
- ◆ 販売サイトの構築や東京で行われた商談会に参加し新規の顧客を獲得
- ◆ 全身化粧水はサステナブルコスメアワード2021 審査員賞 受賞し販売額の向上に貢献



【体験ツアーの広報】



【受賞した化粧水】

取組の成果

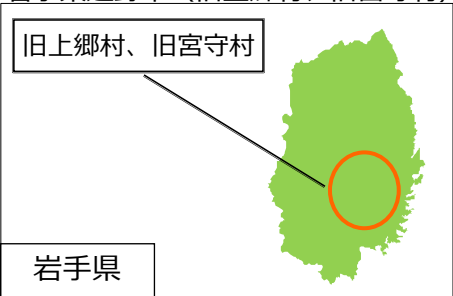
- ◆ 地域資源を活用した商品の開発 6品（全身化粧水、白花豆のスープ、ニンジンのピューレ 等）
- ◆ 化粧品、観光・体験ツアーの販売額 8,900千円（R1）→ 15,550千円（R3）※対前比175%
- ◆ 体験・観光ツアー及び新規開設施設の宿泊客 20名（R1）→ 550名（R3）※対前比2750%

取組のポイント

- ◆牛乳を活用したスイーツや乳製品及び牛肉の加工食品の商品開発
- ◆南部赤カブ等の伝統野菜・ハウレンソウ・香辛野菜の安定栽培による増産と加工商品開発で、農業の6次産業化実現
- ◆国内のみならず海外でも遠野産商品の認知度向上と販路獲得を目指し、販売戦略検討や商談実施

地区の概要

- ◆ 位置
岩手県遠野市（旧上郷村、旧宮守村）



- ◆ 活用した地域資源
牛乳、伝統野菜、ハウレンソウ、香辛野菜、牛肉

- ◆ 事業実施主体
遠野ブランド海外輸出協議会

- ◆ 主な取組団体等
(有) 多田自然農場 (乳製品製造・販売)
(有) 門崎畜産 (牛肉加工・販売製造)、
農業者 等

- ◆ 事業実施期間
R1~R3

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆先進地視察、海外の市場調査、研修会を通して、海外での販売を意識したスイーツや牛肉の加工食品等の商品開発、食味向上のための急速冷凍試験を実施
- ◆ハウレンソウの越冬試験栽培や伝統野菜の再生に向けた試験栽培や商品開発



【乳製品の開発】



【伝統野菜を活用した商品開発】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆国内向けの販売促進には、東京他各地で複数の展示商談会への参加や試食会の開催
- ◆海外向けには、中国市場の現状について講師を招いての講演等の実施、東京でのアメリカ・中国向け商談会等への参加



【東京での商談会参加】



【海外輸出商品展示会】

取組の成果

- ◆海外輸出金額 1,000万円 (H30実績) →2,800万円 (R3実績)
- ◆商品開発数 0品 (H30実績) →累計45品 (乳製品関連15品、牛肉関連13品、伝統・香辛野菜関連17品) (R3実績)
- ◆農産物 (ハウレンソウ) 生産量 1,760kg (H30実績) →2,500kg (R3実績)

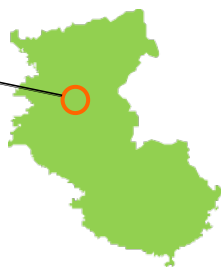
取組のポイント

- ◆ぶどう山椒の発祥地、かつ、一大産地でありながら、後継者不足等により産地消滅の危機に直面しており産地振興策がスタート
- ◆認知向上を目的に、農家・大学・町等が連携し、新たな用途の商品を開発。商品売上の一部は苗木購入費に充てられるなど、産地を未来へつなぐサイクル形成
- ◆農家等住民が主体的に未来の産地を意識しはじめ、外部との交流機会の創出、就農希望者の案内等、民間による産地振興も開始。本プロジェクトは、農山漁村のポテンシャルを引き出す優良事例として「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」に認定（令和4年度）

地区の概要

- ◆位置
和歌山県有田郡有田川町
(旧石垣村、岩倉村、五村、八幡村、安諦村)

有田川町



和歌山県

- ◆活用した地域資源
ぶどう山椒
- ◆事業実施主体
有田川町
- ◆主な取組団体等
農家、有田中央高等学校、有田川町、龍谷大学 等
- ◆事業実施期間
R2～R4

取組の特色

地域資源の調査や付加価値向上等の取組

- ◆山椒の実だけでなく、未活用の部位の軸を活用した商品開発
- ◆開発商品であるカレーを「冷凍」から「レトルト」化し、より流通しやすい形状へ改良
- ◆地元高校が幼木の生育調査や研究を実施



【ぶどう山椒の軸からできたアロマオイル】



【幼木の生育調査】



【レトルトカレー】

地域資源の消費拡大や販売促進等の取組

- ◆ミシュラン3つ星料亭等の販路獲得により、ぶどう山椒のブランド価値が向上
- ◆地元農家等による交流人口・就農希望者等の受入体制整備とあわせた就農フェアやインターンシップ制度の実施
- ◆本プロジェクトが全国レベルで評価され、認知度向上



【就農希望者の受入】



【ディスカバー農山漁村の宝認定】

取組の成果

- ◆新商品の開発 11品（カレー、餃子、アロマオイル等）
- ◆新商品の販売額 549千円（R2）→2,030千円（R3）※対前比370%
- ◆ぶどう山椒生産農家への新規就農数 0人 → 3人



本年度、農林水産省では、山村活性化支援交付金における「山の恵みプロジェクト」の中で、山村地域への支援として

- 大手ビジネスショー（バイヤー向け商談会）への共同出展とマルシェ（一般消費者向け販売会）開催を実施
- 商談会は、山村の資源を活用した加工商品（食品・非食品）が出品対象。契約に向けバイヤーとの商談のほか、試作品による市場調査の実施や目利きバイヤーらの反応を踏まえた販売戦略の構築などが可能
- 販売会は、山村地域の加工商品だけでなく、一次製品の販売や観光PRの実施、さらに一部商品は委託販売も実施可能。都内の大手ショッピングセンターにて山村の魅力を直接都民に発信するチャンス

山の恵みマルシェ

B to C

首都圏販売会in アリオ北砂店
～2023.11.16.Thu-11.19.Sun～



第97回東京国際ナショナル ギフト・ショー[®] 春2024

B to B

2024年
2月6日(火)・7日(水)・8日(木)
会場:東京ビッグサイト(東・西展示棟)

同時開催展

東京国際ナショナル・ギフト・ショー春2024 第15回LIFE×DESIGN
第35回グルメ&ダイニングスタイルショー春2024
LIVING&DESIGN 2024

